1　調査の内容

(1)　調査の沿革

本調査が現在の形式で行われるようになったのは昭和 21 年からであるが、その始まりは遠く明治時代にさかのぼる。明治 30 年に当時の農商務省商工局と内務省警保局の両者によって我が国における労働争議統計が始められた。農商務省の統計は明治 40 年に中止されたが、内務省の統計は継続され、大正 11 年には社会局の新設とともに同局が主管するに至り、統計の種類、範囲等も精細となった。昭和 13 年に厚生省労働局が新設されるに及んで同局に移管され、その後、勤労局、労政局を経て 22 年に労働省労政局の新設により同局へ、さらに 23 年以降、労働省労働統計調査局（後に労働統計調査部→統計情報部→政策調査部となる。）に移管され、平成 13 年からは厚生労働省大臣官房統計情報部が主管し、平成 28 年からは政策統括官（統計・情報政策担当）を経て、現在に至る。

調査の結果については当初は公表されていなかったが、大正 13 年以降は「労働時報」に公表されるとともに、内閣統計局の「労働統計要覧」に掲載され、戦後は労働省刊行の「労働争議統計調査年報告」（昭和 36 年より）、「労働統計年報」などに公表されている。

なお、時系列の比較については、本調査が現在の形式で行われるようになったのは昭和 21 年からであるが、労働争議の種類・行為形態別件数、参加人員、労働損失日数について昭和 31 年までは、前年以前に争議行為又は第三者関与があったが解決せずに当年に繰り越されたもののうち当年には争議行為がなかった繰越争議は含まれていないが、昭和 32 年以降は含まれているため、総争議、争議の種類別（争議行為を伴う争議、争議行為を伴わない争議）及び行為形態別（「半日未満の同盟罷業」、「怠業」を除く）について時系列比較が可能なのは昭和 32 年以降となっている。

また、争議行為を伴う争議について争議の形態別にみた場合、昭和 37 年以前は「半日未満の同盟罷業」は「怠業」に含めて調査していたため、「半日未満の同盟罷業」及び「怠業」について時系列比較可能なのは昭和 38 年以降である。現行の争議行為の形態別に使用している文言も含め完全に時系列比較できるのは昭和 48 年以降となる。

(2)　調査の目的

本調査は我が国における労働争議の状況を調査し、その実態を明らかにして、労働行政推進上の基礎資料とすることを目的とする。

(3)　調査の対象

対象となる労働争議は、日本国内における労働組合又は労働者の団体とその相手方との間で生じた紛争のうち、争議行為が現実に発生したもの又はその解決のために第三者が関与したものとする。

(4)　調査事項

ア　報告区分
イ　事業所の名称及び企業の常用労働者数
ウ　事業所の主要生産品名又は事業の内容（産業大・中分類）
エ　争議の性格、ストを発令した最上部組合名
オ　労働組合の名称及び労働組合員数
カ　争議発生年月日
キ　争議解決年月日
ク　統一行動年月日
ケ　企業の全常用労働者数規模（企業規模）

コ　団体区分
サ　要求事項、要求内容
シ　争議の総参加人員及び行為参加人員
ス　争議行為の形態別日数、行為参加人員及び労働損失日数、当月の争議行為の状況
セ　解決方法及び第三者関与の状況（第三者解決）、解決内容
ソ　労働組合への適用法規
タ　争議発生事情及び経過又は解決事情

(5)　調査の時期

令和７年１月から 12 月までの各月について、月初めから月末までの１か月間を調査期間とし、この期間内に発生又は前月より継続している労働争議について毎月末日現在で調査した。

(6)　調査の方法

厚生労働省が調査票を都道府県労政主管課に配布し、同課において記入した後、厚生労働省が回収する方法で実施した。

ただし、以下の届出のうち、中央労働委員会に係属する事件については、厚生労働省職員が調査票に記入した。

あっせん（労働関係調整法第 12 条第 1 項）、調停（同法第 18 条）、仲裁（同法第 30 条）

(7)　調査機関

厚生労働省－都道府県労政主管課

(8)　調査の集計

厚生労働省政策統括官（総合政策、労使関係担当）において集計を行った。

２　調査結果利用上の注意

(1)　労働争議の件数

ア　労働争議の件数は、原則として単位労働組合(注)が自ら有する争議権に基づき独自の立場で実施する労働争議（単独争議）を１件として取り扱うが、上部組合（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議権を集約し、上部組合の発する争議指令に基づき多くの下部組合が一団となって実施する労働争議（連合争議）も１件として取り扱う。したがって、１件の労働争議でも複数事業所又は複数企業に及ぶもの（連合争議、合同労組の労働争議等）もあれば、逆に１事業所又は１企業の労働争議でも２件以上に及ぶもの（１事業所、１企業に複数組合がある場合）もある。

（注）　単位労働組合とは、支部等の下部組織を有しない「単位組織組合」及び支部等を有する労働組合（「単一組織組合」）の最下部組織である「単位扱組合」をいう（下図参照）。

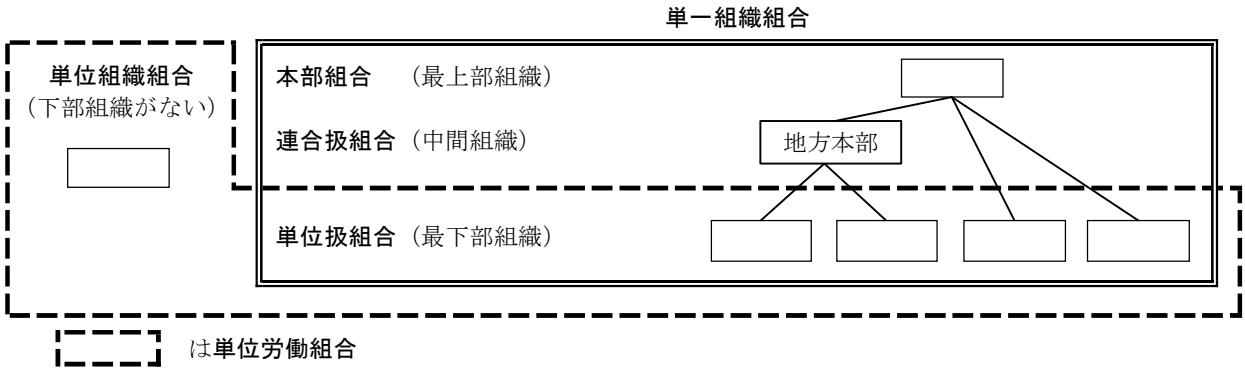

イ　本報告の年集計は令和７年１月～12 月について集計したものであるが、年集計の数値には、令和７年に発生した労働争議及び令和６年以前から繰り越された労働争議が含まれ、月集計の数値には、その月に発生した労働争議及び前月以前から繰り越されている労働争議が含まれる。

ウ　２か月以上にわたる労働争議は、年集計では１件の労働争議として計上するが、月集計では各月ごとにそれぞれ１件の労働争議として計上するため、件数、参加人員、企業数などは年集計と、月集計の１年分の合計とが一致しない。

エ　争議行為を伴う争議で複数の行為形態を伴う労働争議（例えば「半日未満の同盟罷業」と「半日以上の同盟罷業」が併存する場合など）について、「争議行為を伴う争議」の計は、行為形態間で重複する部分を除いて計上しているので、行為形態別の合計とは必ずしも一致しない。

(2)　産業

労働争議を行った組合の組合員が雇用されている事業所又は企業の産業を示し、分類は日本標準産業分類（令和５年７月改定）に基づき、その主な生産品名又は事業の内容により決定する。ただし、１組合が複数企業の労働者で組織されている場合は、それぞれの企業の主要生産品又は事業の内容が同一のものであれば、その主なものにより決定するが、それが異なるときは分類不能の産業とする。

なお、令和６年調査までは平成 25 年 10 月改定の日本標準産業分類を使用していたが、令和７年調査より令和５年７月改定のものを使用している。

(3) 労働争議企業数及びその企業規模

労働争議を行った組合の組合員が雇用されている企業数及びその企業の全常用労働者数規模をいう。なお、１件の争議でも複数企業に及ぶもの（企業外連合）は、争議の対象となったすべての企業について、それぞれの企業規模ごとに計上し、１企業において複数の争議があった場合は、争議ごとに計上して集計している。

また、１組合が複数企業の労働者で組織されている合同労組については、１合同労組を１企業として計上し、企業規模別には、１つの企業のみを相手に交渉している場合には、当該企業の企業規模により計上し、複数企業を相手に交渉している場合には、「その他」に計上している。

(4) 労働争議の種類

ア　本調査の対象となるすべての労働争議を総争議といい、これを大別して争議行為を伴う争議と争議行為を伴わない争議（争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与したもの）とに分けている。

- 総争議
  - 争議行為を伴う争議
    - 半日以上の同盟罷業（ストライキ）
    - 作業所閉鎖（ロックアウト）
    - 半日未満の同盟罷業（ストライキ）
    - 怠業（サボタージュ）
    - その他（業務管理等）
  - 争議行為を伴わない争議（争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与したもの）

イ　争議行為を伴う争議を、行為の形態により、以下の(ｱ)～(ｵ)の行為形態に区分している。

(ｱ) 半日以上の同盟罷業（ストライキ）

自己の主張を貫徹するために労働組合又は労働者の団体によってなされる一時的作業停止のうち、作業停止時間が１日の所定労働時間の 1/2 以上であるものをいう。

(ｲ) 作業所閉鎖（ロックアウト）

使用者側が争議手段として生産活動の停止を宣言し、作業を停止するものをいう。

(ｳ) 半日未満の同盟罷業（ストライキ）

自己の主張を貫徹するために労働組合又は労働者の団体によってなされる一時的作業停止のうち、作業停止時間が１日の所定労働時間の 1/2 未満であるものをいう。

(ｴ) 怠業（サボタージュ）

労働組合又は労働者の団体が自己の主張を貫徹するために、作業を継続しながらも、作業を量的質的に低下させるものをいう。

(ｵ) その他（業務管理等）

上記以外の形態の争議行為を伴う争議をいう。

なお、業務管理とは、使用者の意志を排除して労働者によって事業所が占拠され、専ら労働者の方針によって生産や業務が遂行されるものをいう。

(5) 参加人員及び労働損失日数

ア　「総参加人員」とは、争議行為に参加するかしないかにかかわらず、労働争議継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）中における労働組合又は労働者の団体の最大員数をいう。

イ　「行為参加人員」とは、実際に争議行為を行った実人員をいう。

ウ　「労働損失日数」とは、半日以上の同盟罷業又は作業所閉鎖が行われた期間に、労働者が実際に半日以上の同盟罷業に参加した又は作業所閉鎖の対象となったことによって労働に従事しなかった延べ日数をいう。

(6) 要求事項

本調査では、１労働争議につき労働者側から提出された要求のうち、主なもの２つまでを主要要求事項として取り上げている。したがって、主要要求事項を集計した統計表において、計と個々の主要要求事項の数値の合計（主要要求事項総数）は必ずしも一致しない。

主要要求事項の具体的内容例

区　分	要求事項	具体的事項（参考例）
組合保障及び労働協約	組合保障及び組合活動	組合の承認、組合活動、組合員の範囲、団体交渉に関する条項等
	労働協約の締結、改訂及び効力	労働協約の遵守、チェック・オフ、ショップ条項等
賃金	賃金制度	賃金制度の確立、変更等
	賃金額（基本給・諸手当）の改定	ベースアップ、初任給の増額、賃金引下げ撤回、諸手当の支給等
	賃金額（賞与・一時金）の改定	賞与、期末手当、一時金等
	個別組合員の賃金額	
	退職金（退職年金を含む）	当該制度の確立、変更、運営等
	その他の賃金に関する事項	賃金未払、和解金、解決金等
賃金以外の労働条件	所定内労働時間の変更	時間帯、時間短縮、交替制、変形労働時間制、フレックスタイム制、みなし労働時間制の導入・運用等
	所定外・休日労働	所定外・休日労働の強要等
	休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む）	
	その他の労働時間に関する事項	
	育児休業制度・介護休業制度・看護休暇制度・介護休暇制度	当該制度の確立、運営等
	教育訓練	当該制度の確立、運営等
	職場環境・健康管理	職場環境の改善・向上等、安全衛生対策の見直し、パワハラ等
	福利厚生	住居施設、業務上災害の法定外補償等
経営・雇用・人事	解雇反対・被解雇者の復職	不当解雇撤回等
	事業の休廃止・合理化	一時帰休制、減員反対、事業所の統廃合等
	人事考課制度（慣行的制度を含む）	能力主義・成果主義導入反対等
	要員計画・採用計画	増員要求、欠員の代替要員確保等
	配置転換・出向	配置転換撤回等
	希望退職者の募集・解雇	
	定年制（勤務延長・再雇用を含む）	定年年齢の引上げ、継続雇用制度の基準改定等
	パートタイム労働者・契約社員・派遣労働者の活用	正社員の採用抑制反対等
	パートタイム労働者・契約社員の労働条件	正社員以外の労働者の労働条件全般
	その他の経営及び人事に関する事項	経営参加（協議機関設置）等
その他	その他	直接当事者能力のないような要求、政治的な要求（支援スト、政治スト等）、規制緩和反対等

(7) 労働争議の解決方法

労働争議を解決させた方法を示し、大別して「労使直接交渉による解決」、「第三者関与による解決」及び「その他」の３つに分けている。

- 労使直接交渉による解決
  - 第三者関与なし（労使直接交渉のみによって解決したもの）
  - 第三者関与あり（解決に至る過程において第三者の関与があったが、労使の直接交渉によって解決したもの）
- 第三者関与による解決
  - 労働委員会
    - あっせん
    - 調停
    - 仲裁
  - 労政職員
  - その他
- その他（解決扱い）
  - 不当労働行為事件として労働委員会に救済申立てがなされた労働争議、労働争議の当事者である労使間では解決の方法がないような労働争議（例えば、支援スト、政治スト等もここに区分される。）及び解決の事情が明らかでない労働争議等については「解決扱い」として、この「その他（解決扱い）」に分類している。

(8) 統計表等に用いられている符号について

ア　数値の左に「△」が付されているものは、マイナス値を表す。

イ　「－」は、該当数値がないものを示す。

ウ　「…」は、計数不明又は数値を表章することが適当でない場合を示す。

(9) 統計表等に用いられている数値について

対前年増減率及び構成比は小数点以下第２位を四捨五入している。

3 集計事項一覧表

統計表		第1表		第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表	第8表	第9表	第10表	第11表	第12表	第13表	第14表	第15表	第16表
結果原表		第1表	第15表	第1表	第14表	第2表	第3表	第4表	第5表	第5表	第7表	第6表	第8表	第9表	第10表	第11表	第12表	第13表
産業		△		○	○1)		○4)		○4)	○4)			○4)	○4)	○4)			
主要団体						○						○						
企業規模					○			○			○							
都道府県																	○	○
争議の種類		○	○	○	○2)	○			△	○3)	○	○				○	○	
労働損失日数階級							○											
1人当たり労働損失日数階級								○										
主要要求事項									○	○	○	○5)				○		
解決方法													○	○				○
継続期間															○	○		
計		○	△	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
民営		△		△	○	△	△	○	△	△	○	△	△	○	△	△	△	△
国公営		△		△		△	△		△	△		△	△		△	△	△	△
年集計	年間分	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	発生分	△		△	△	△			△	△		△	△	△	△	△	△	△
春闘		○		△	○	○							△				△	
月別			○															
件数		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
参加人員		○	○	○	○	○	○	○	△	○		○					○	
労働損失日数		○	○	○	○	○	○					○					○	
企業数					○						○			○				

注：「統計表」は「結果原表」の集計結果を抜粋したものであり、表の△は結果原表のみに掲載。

1) 全産業計と製造業のみ表章。

2) 争議行為を伴う争議のみ表章。

3) 「統計表」では争議行為を伴う争議のみ表章。

4) 「統計表」では大分類のみ表章。

5) 特掲主要要求事項（特掲主要要求事項とは「賃金額（基本給・諸手当）の改定」、「賃金額（賞与・一時金）の改定」、「解雇反対・被解雇者の復職」及びそれ以外の主要要求事項の「その他」のこと。）